

定例記者会見（12月）次第

○日 時 令和6年11月29日（金）
午前11時～
○場 所 第三委員会室

＜出席者＞

酒田市／市長、副市長、総務部長、企画部長、市民部長、
健康福祉部長、建設部長、農林水産部長、市長公室長

酒田記者クラブ／各社

幹事社／庄内日報・NHK

1 開 会

(1) 市長発表事項

①「復旧・復興方針（案）」を作成しました（総務課）

(2) 酒田記者クラブ 代表質問〔加盟幹事社〕

(3) 酒田記者クラブ フリー質問〔加盟各社〕

(4) 酒田記者クラブ加盟社以外の報道機関 フリー質問

(5) その他

2 閉 会

◆その他配布資料

なし

令和6年7月25日からの大雨による災害に係る

復旧・復興方針（案）

酒田市

はじめに

7月25日からの大雨による災害発生から4か月が経とうとしています。これまで復旧・復興のため力を尽くしてきた被災者の皆さん、支援者の皆さんに心から敬意と感謝の意を表します。特に、被災された方々への支援活動のため、約7,000人の災害ボランティアの方々が尽力してくださいましたことに重ねて感謝申し上げます。

9月末に市内の全ての避難所が閉鎖したのを機に酒田市災害対策本部を廃止し、10月1日から大雨災害復興本部を設置しました。道路・河川・農地などのインフラの本復旧と、被災者の生活支援を全庁横断的に進めているところです。特に、生活支援については、11月1日に酒田市被災者生活支援・地域支え合いセンターを新たに設け、被災した方々がそれぞれの環境で孤立せず安心して生活できるよう訪問、見守り、相談支援などを行うとともに、災害ボランティア活動を引き継いでいます。

豪雨災害からの復旧・復興に当たっては、被災者の方々が被災前の当たり前の生活を取り戻すとともに、被災したインフラなどの早期復旧が不可欠です。また、単に被災する前の状態へ復旧することにとどまることなく、市民が今後も住み続けたいと思えるまちを目指して復興に取り組む必要があります。

このため、この復旧・復興方針では、復旧・復興に向けた基本理念として「自然と共に生き、みんなが安全に、安心して住み続けられるまちを目指して」を掲げ、「住まいと暮らしの再建」、「社会インフラの復旧・機能強化」、「地域産業や地域活力の再生」、「災害対応の検証に基づく防災対策の強化」の4つの基本方針に基づき、市民や関係団体、国・県と連携しながら、全ての市民が安全・安心に幸せに暮らせるよう復興に向けて取り組んでいきます。

令和6年11月 酒田市長 矢口 明子

被災概要

降水量

○累加雨量の最大値 (7/24 00:00～7/27 24:00)

観測地点	総降水量	降雨開始時刻	最大1時間降水量
酒田大沢（酒田市大蕨）	407.5mm	7/24 06:00	49mm(7/25 08:00～09:00)
坂本（酒田市山元）	394mm	7/24 21:00	60mm(7/25 09:00～10:00)
田沢川ダム（酒田市山元）	368mm	7/24 22:00	56mm(7/25 21:00～22:00)
白糸の滝（酒田市中野俣）	333mm	7/24 21:00	39mm(7/25 09:00～10:00)
酒田（酒田市上安町）	332mm	7/24 21:00	92mm(7/25 08:00～09:00)
臼ヶ沢（酒田市臼ヶ沢）	332mm	7/24 23:00	64mm(7/25 21:00～22:00)
山楯（酒田市山楯）	304mm	7/24 20:00	54mm(7/25 08:00～09:00)
酒田（酒田市亀ヶ崎）	294mm	7/24 20:00	71mm(7/25 08:00～09:00)
市条（酒田市市条）	293mm	7/24 20:00	47mm(7/25 08:00～09:00)
大蕨（酒田市大蕨）	269mm	7/24 06:00	50mm(7/25 08:00～09:00)
浜中（酒田市浜中）	206mm	7/24 15:00	50mm(7/25 08:00～09:00)
飛島（酒田市飛島）	74mm	7/24 19:00	18mm(7/25 11:00～12:00)

※山形県河川砂防情報システムより

・酒田大沢（酒田市大蕨）の累加降水量は気象庁資料より



降水量

○ 1時間雨量の期間最大値 (7/24 00:00～7/27 24:00)

観測地点	1時間雨量	起時	参考事項
酒田（酒田市亀ヶ崎）	86.0mm	7/25 09:34	S24.8.24の77.8mm/hを更新
酒田大沢（酒田市大蕨）	67.5mm	7/25 12:24	
浜中（酒田市浜中）	55.0mm	7/25 08:45	

○ 3時間雨量の期間最大値 (7/24 00:00～7/27 24:00)

観測地点	3時間雨量	起時	参考事項
酒田（酒田市亀ヶ崎）	153.5mm	7/25 11:20	R2.9.4の146.5mm/3hを更新
酒田大沢（酒田市大蕨）	130.0mm	7/25 12:30	
浜中（酒田市浜中）	110.0mm	7/25 10:50	

○ 2 4時間雨量の期間最大値 (7/24 00:00～7/27 24:00)

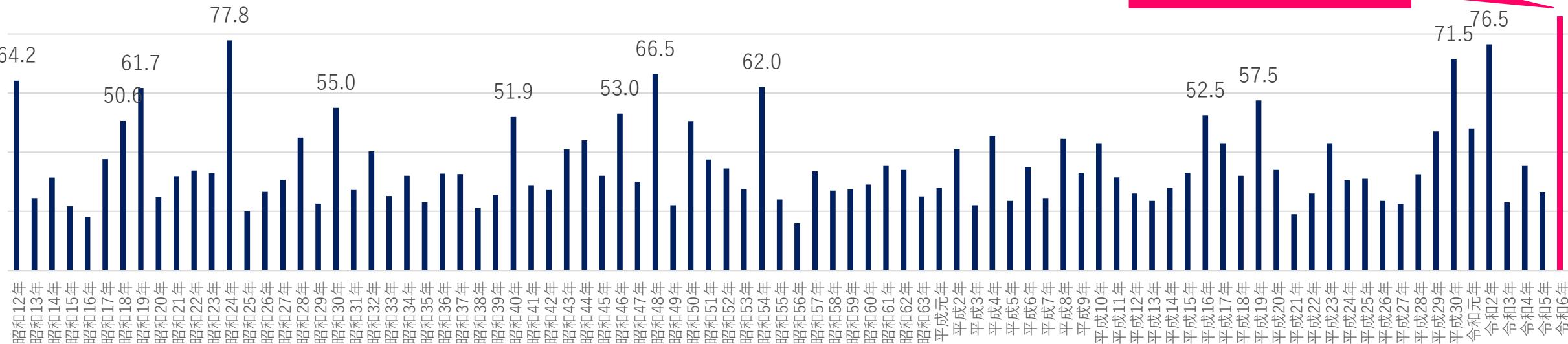
観測地点	24時間雨量	起時	参考事項
酒田大沢（酒田市大蕨）	357.5mm	7/26 04:20	
酒田（酒田市亀ヶ崎）	288.0mm	7/26 04:00	H27.8.18の179.5mmを更新 7月の降水量（平年値） 218.7mm



酒田市（亀ヶ崎）のこれまでの降水記録

mm/h

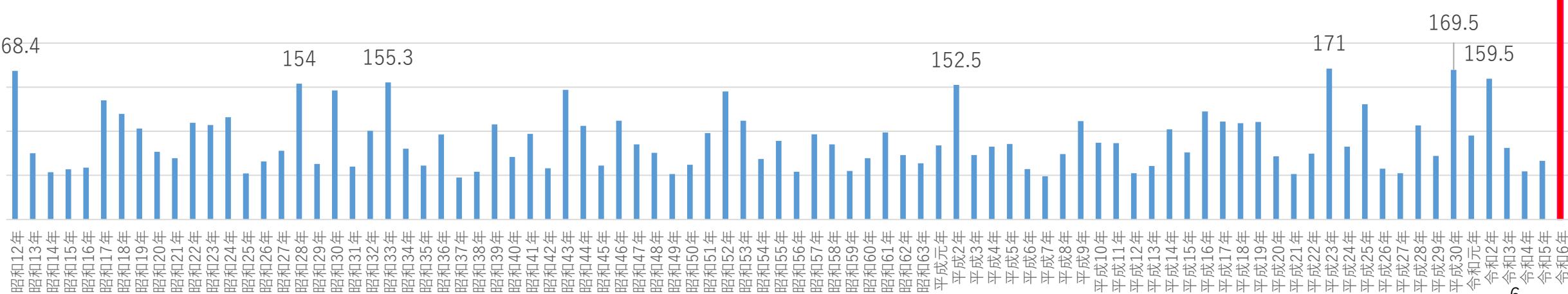
1時間降水量



令和6年7月25日
86.0mm/h

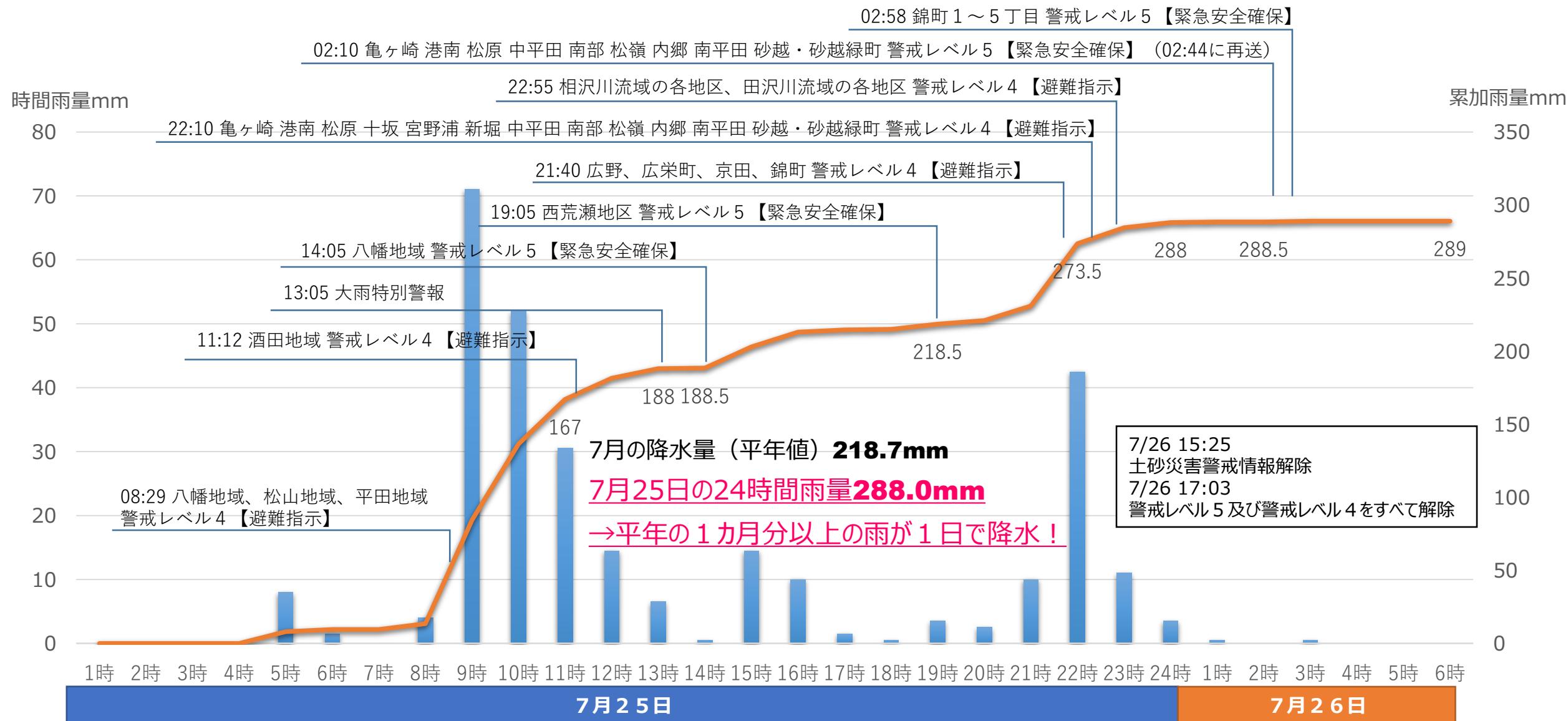
mm/日

24時間降水量

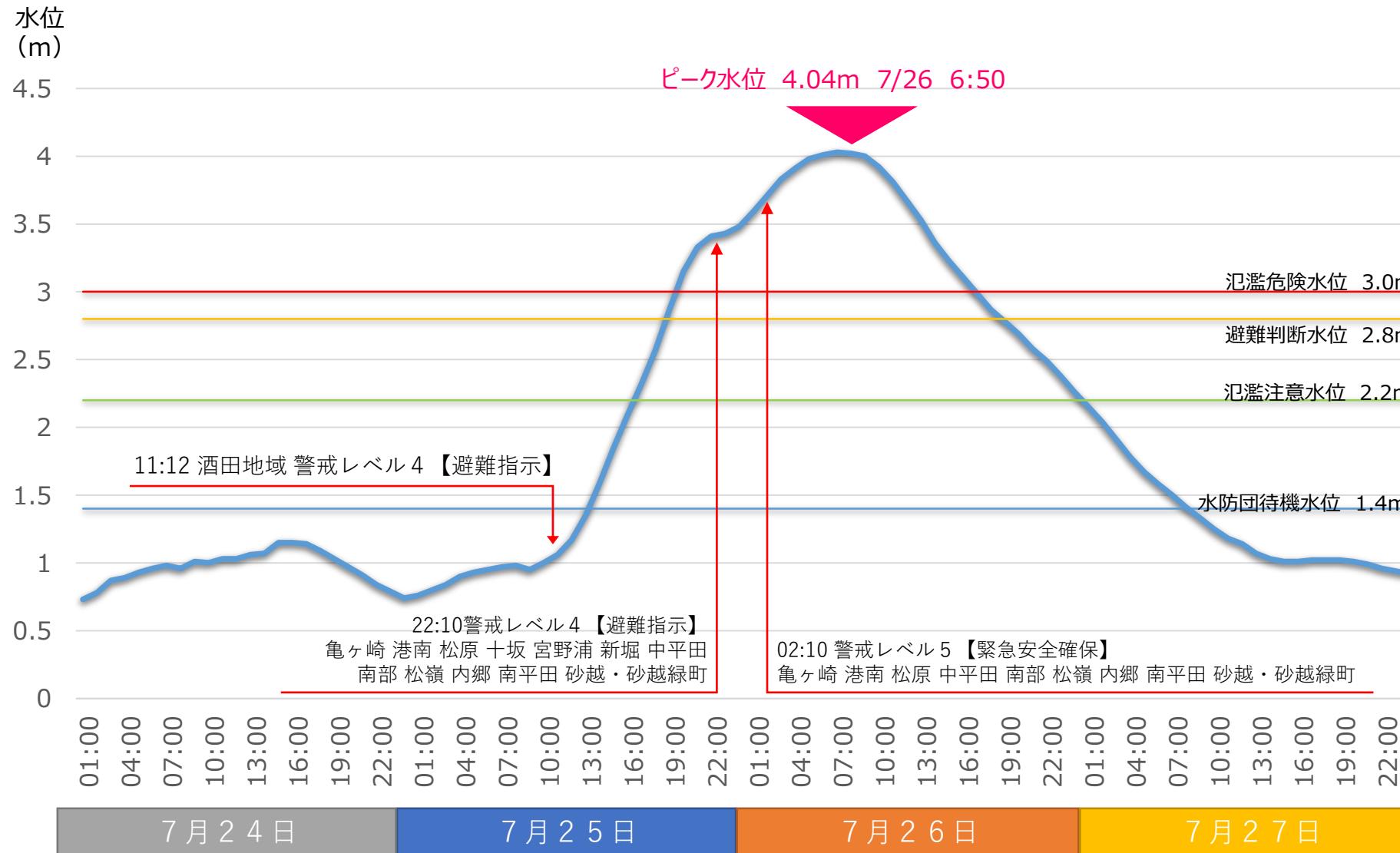


令和6年7月25日
288.0mm/日

降水データ（酒田市亀ヶ崎）と避難指示等の発令状況

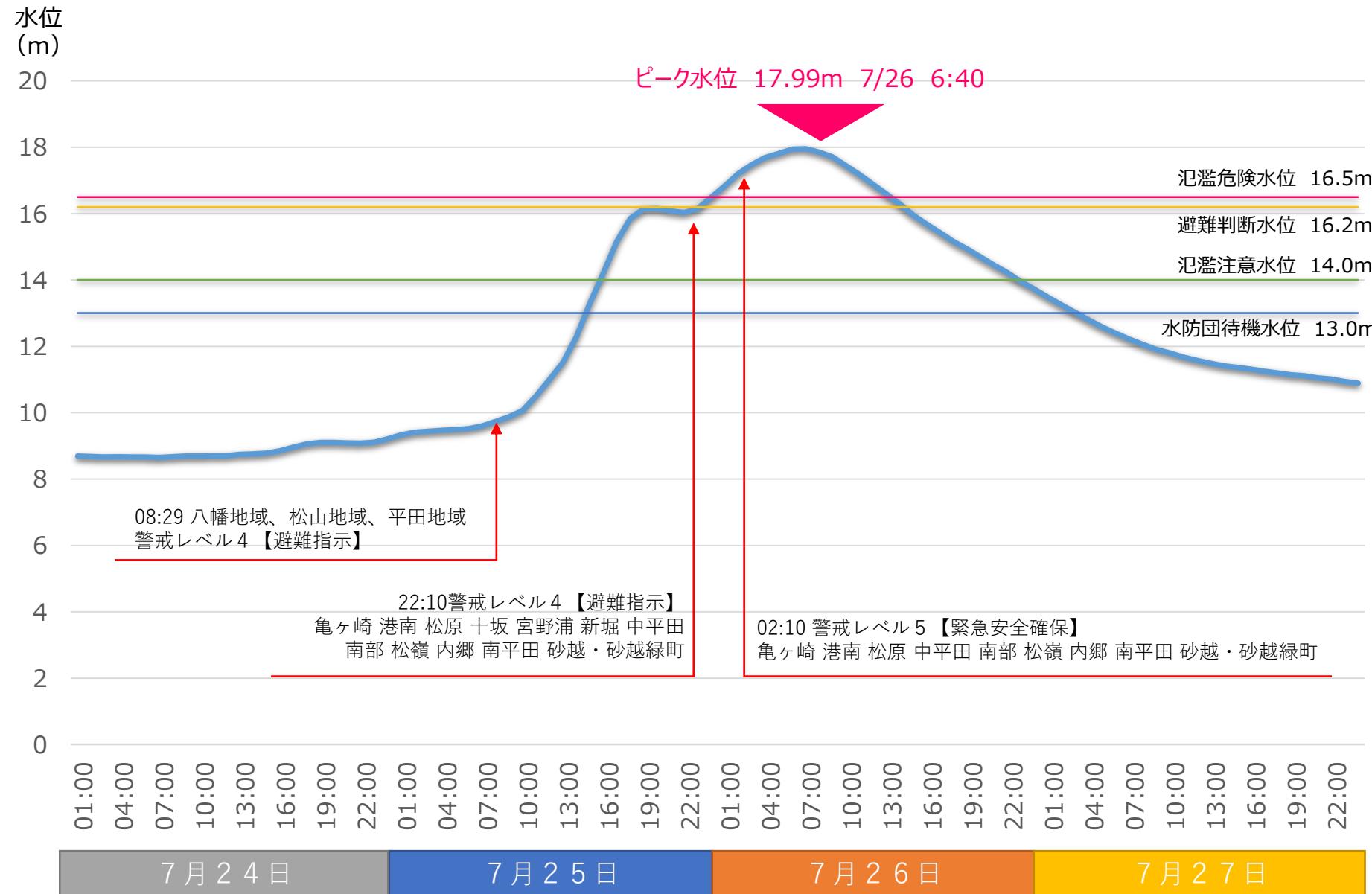


河川水位 最上川（下瀬）



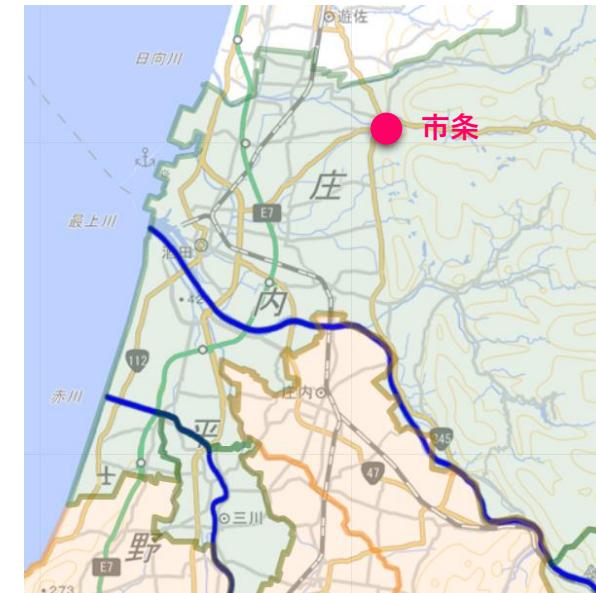
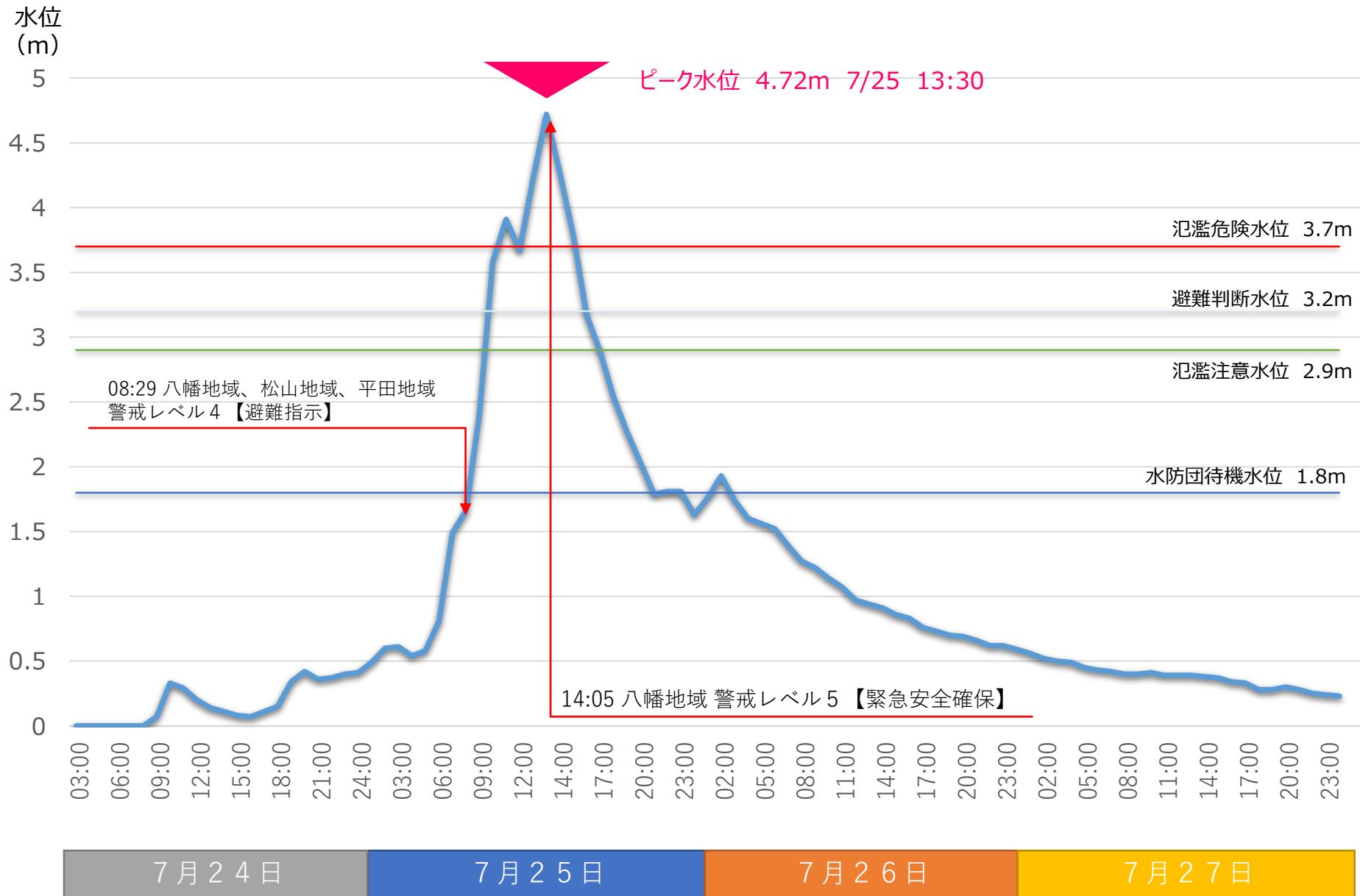
	水位超過時刻	水位低下時刻
水防団待機水位	7/25 13:20	7/27 8:30
氾濫注意水位	7/25 16:30	7/27 0:40
避難判断水位	7/25 18:50	7/26 19:00
氾濫危険水位	7/25 19:30	7/26 17:00

河川水位 最上川（臼ヶ沢）



	水位超過時刻	水位低下時刻
水防団待機水位	7/25 14:50	7/27 3:10
氾濫注意水位	7/25 15:50	7/26 22:50
避難判断水位	7/25 23:10	7/26 14:20
氾濫危険水位	7/25 0:10	7/26 13:20

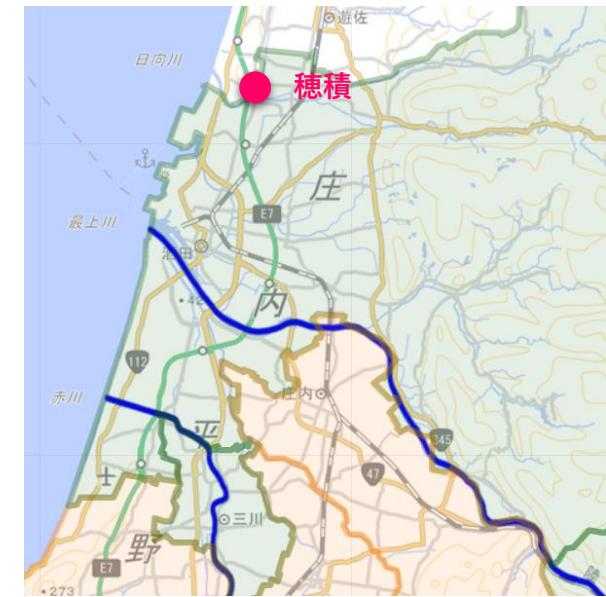
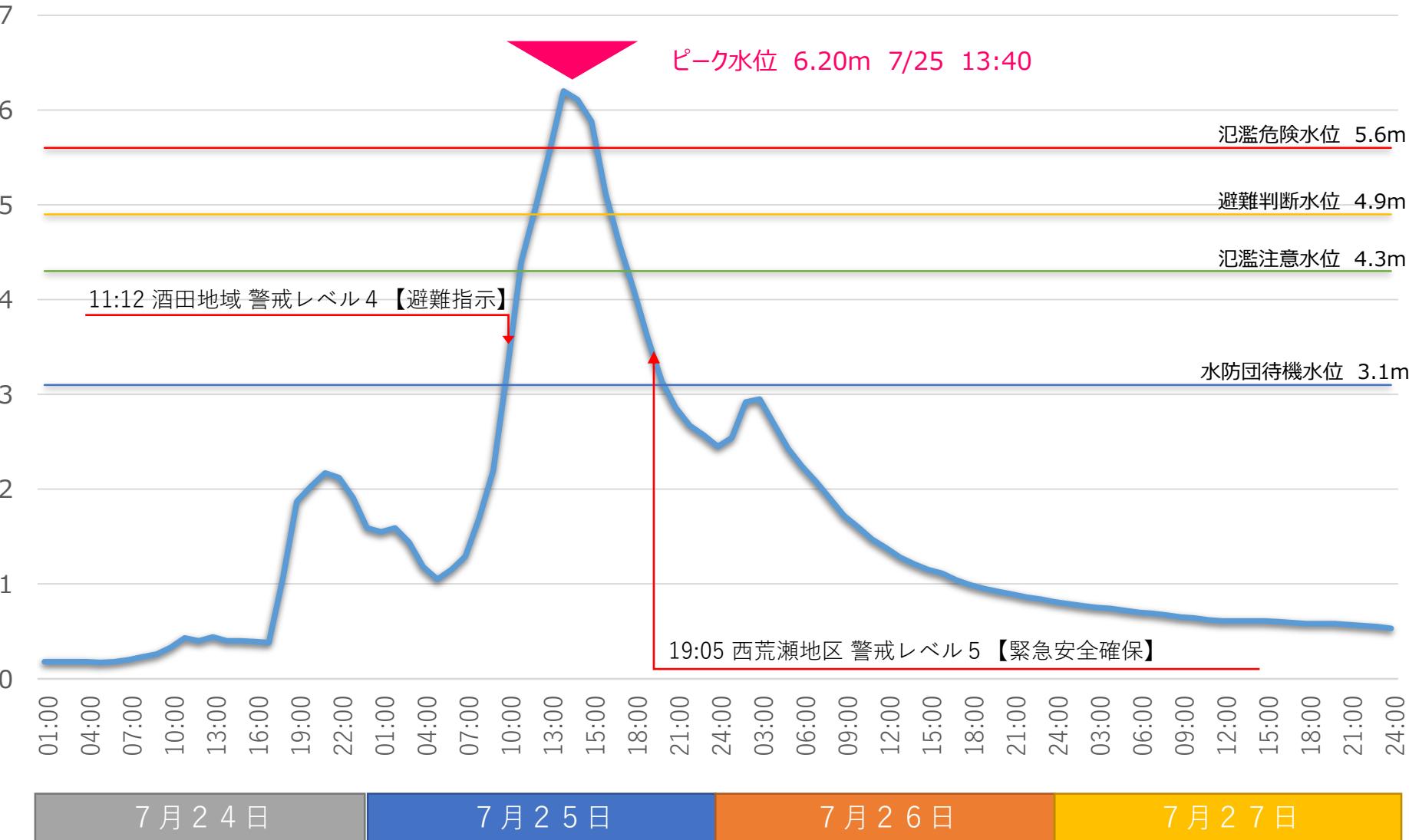
河川水位 荒瀬川（市条）



	水位超過時刻	水位低下時刻
水防団待機水位	7/25 8:35	7/26 2:45
氾濫注意水位	7/25 9:20	7/25 17:00
避難判断水位	7/25 9:30	7/25 16:00
氾濫危険水位	7/25 10:10	7/25 15:10

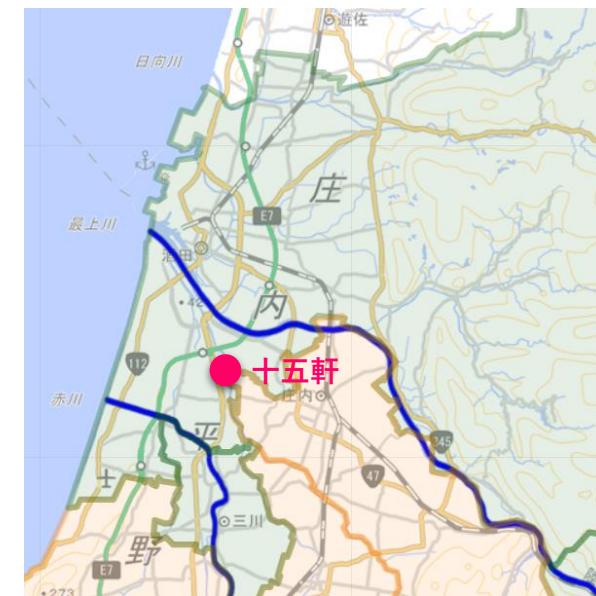
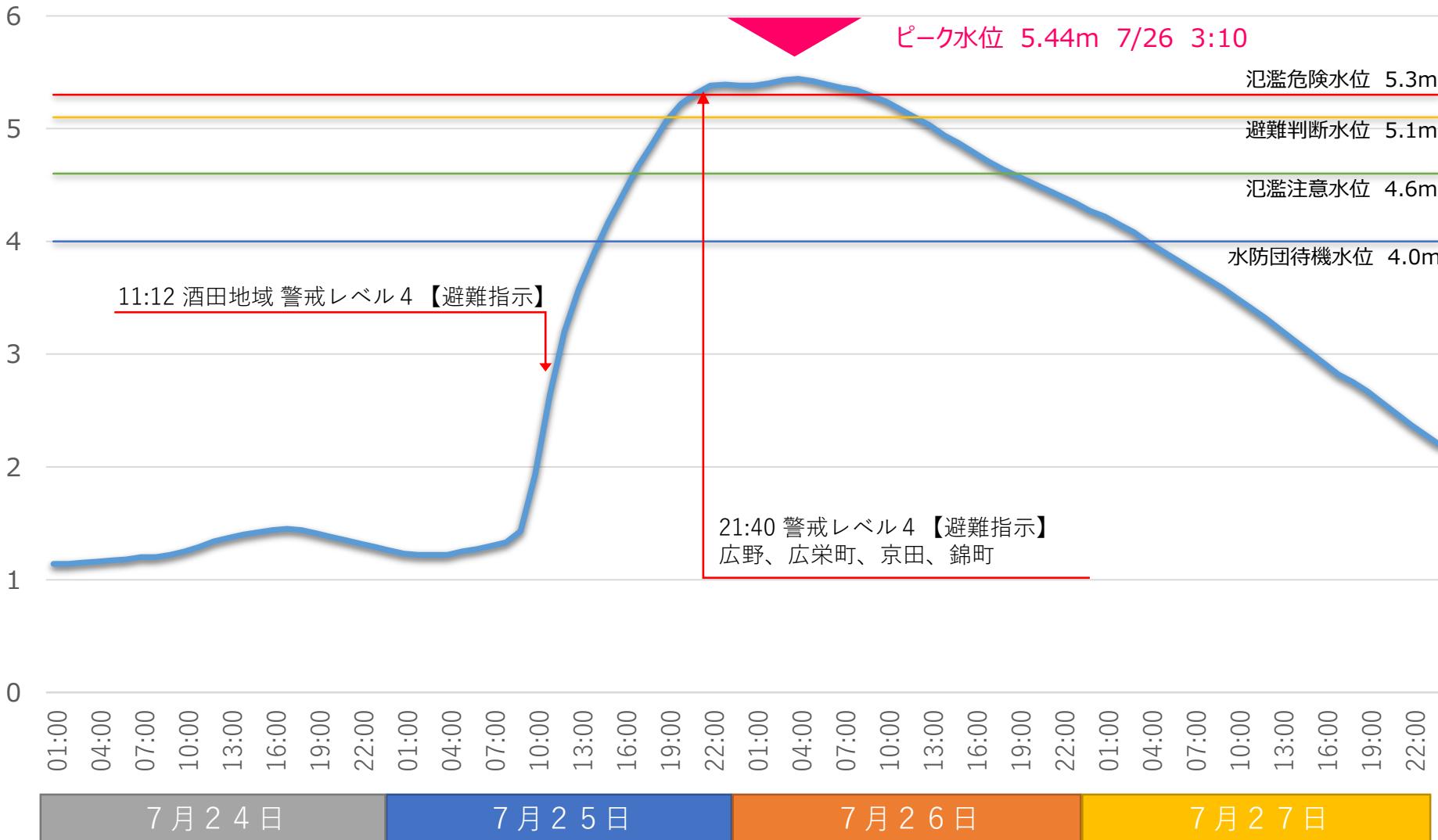
河川水位 日向川 (穂積)

水位
(m)



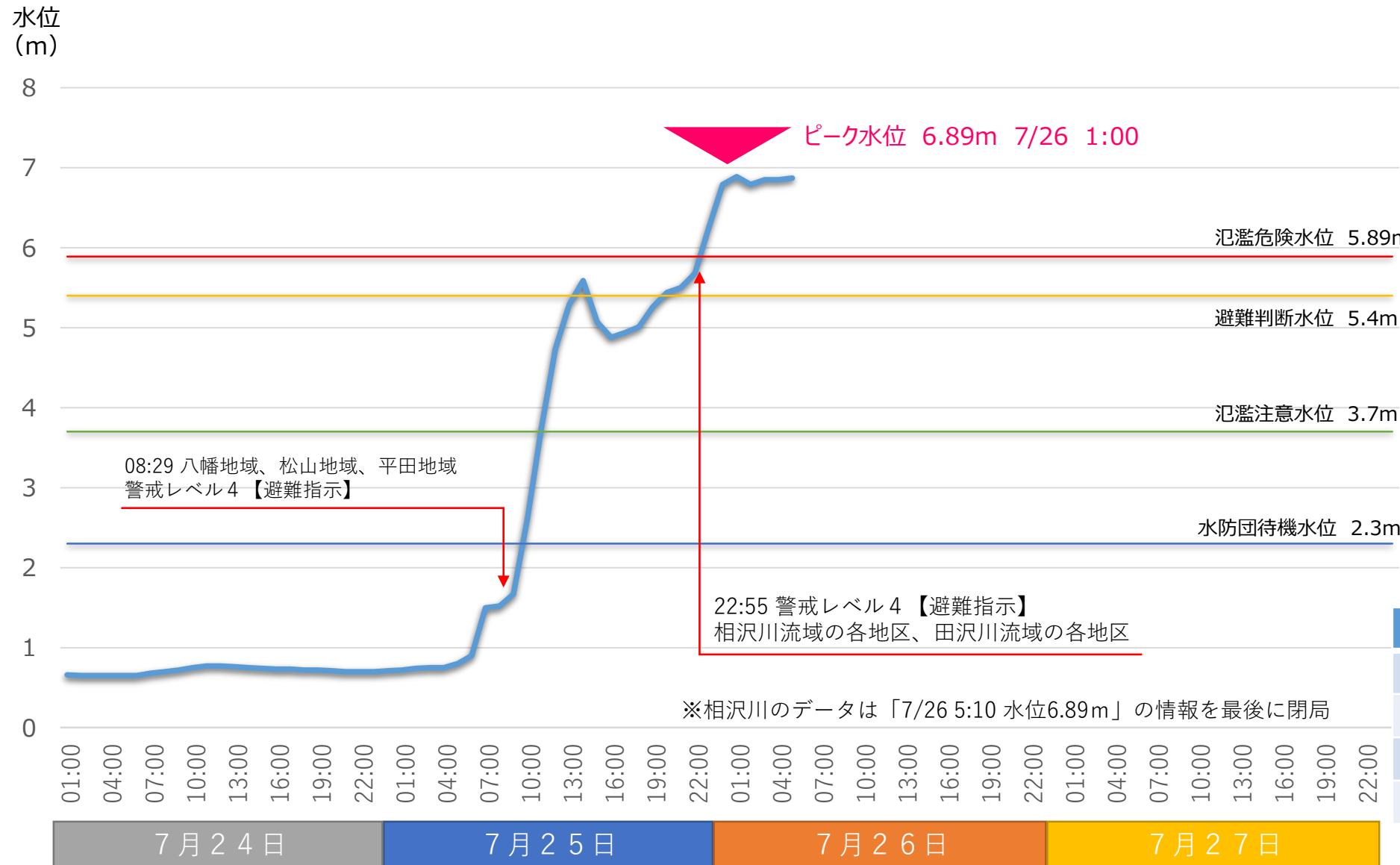
河川水位 京田川（十五軒）

水位
(m)

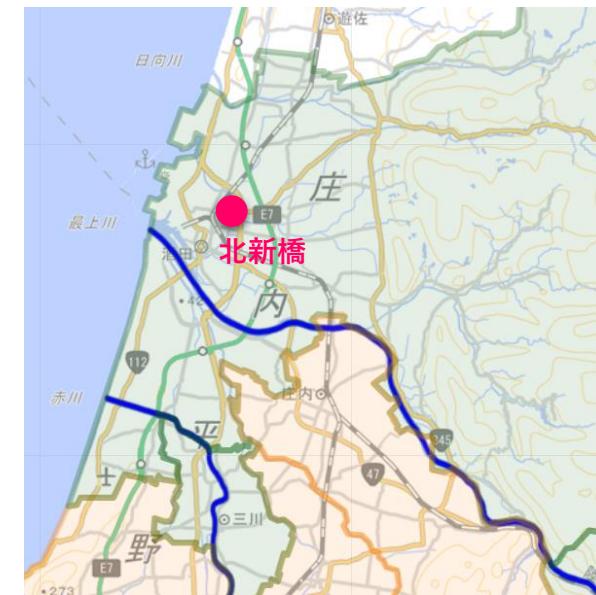
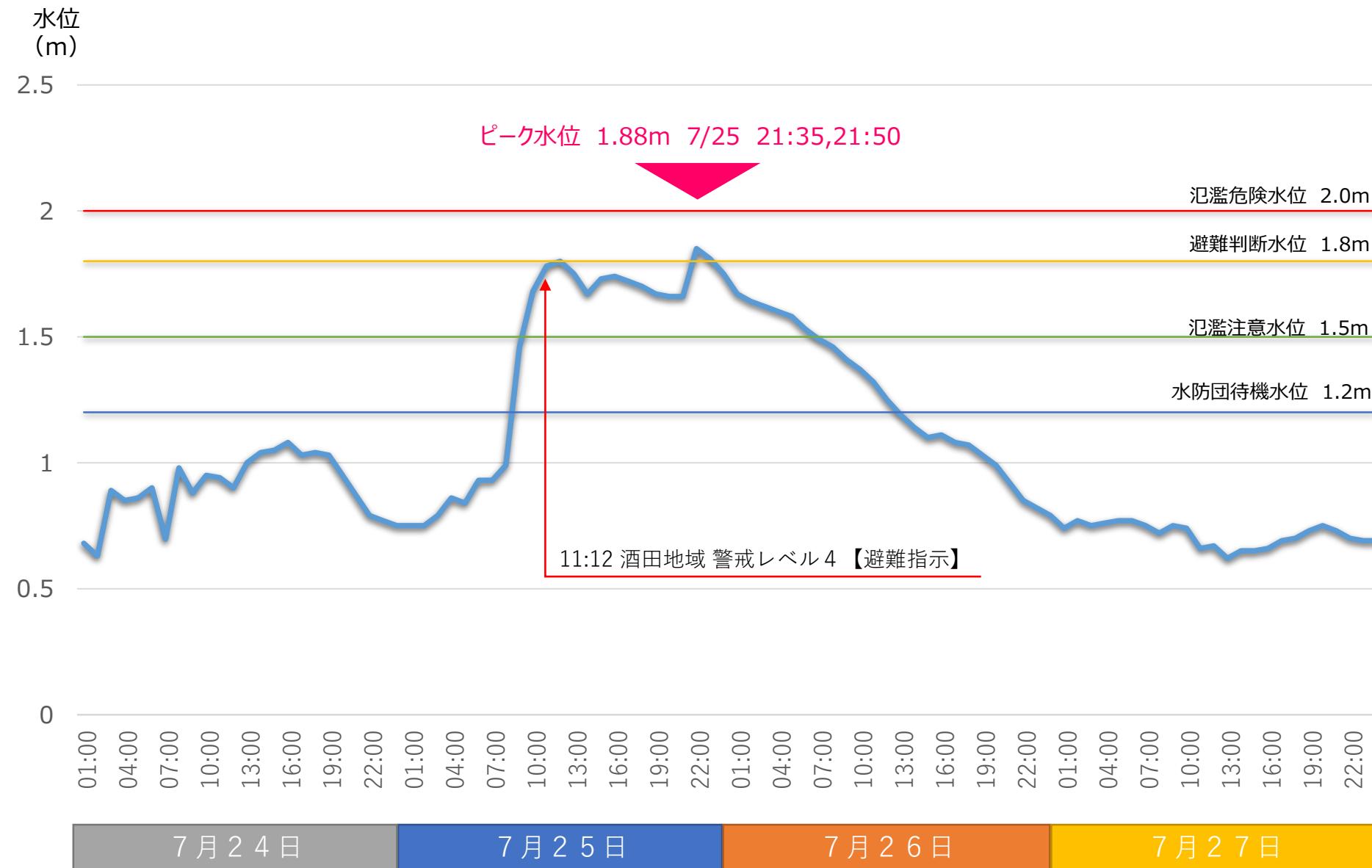


	水位超過時刻	水位低下時刻
水防団待機水位	7/25 14:25	7/27 4:00
氾濫注意水位	7/25 16:40	7/27 18:40
避難判断水位	7/25 19:10	7/26 12:10
氾濫危険水位	7/25 20:50	7/26 9:00

河川水位 相沢川（石名坂）



河川水位 新井田川（北新橋）



	水位超過時刻	水位低下時刻
水防団待機水位	7/25 8:30	7/26 13:00
氾濫注意水位	7/25 9:15	7/26 6:55
避難判断水位	7/25 11:25 7/25 21:20	7/25 12:20 7/25 23:35
氾濫危険水位	-	-

避難状況等

(1) 避難対象地区

- ①警戒レベル5 【緊急安全確保】 → 7月26日午後5時3分に解除
・八幡地域の全域 1,888世帯 4,880人
・西荒瀬地区 934世帯 2,347人
・亀ヶ崎、港南、松原、中平田、南部、松嶺、内郷、南平田、砂越、砂越・緑町 11,218世帯 16,283人
・錦町1～5丁目 1,042世帯 2,361人
- ②警戒レベル4 【避難指示】 → 7月26日午後5時3分に解除
・酒田地域、松山地域及び平田地域（①警戒レベル5の地区を除く） 27,454世帯 68,788人

(2) 避難所の開設状況

- ①避難所等の最大開設数 63か所
・令和6年9月29日 午後6時00分ですべて閉鎖
- ②最大避難者数 1,752人
・令和6年9月28日 午後7時00分で全員退所

(3) 避難者への医療支援、健康相談等

- 日本海総合病院D M A T【災害派遣医療チーム】・・・7/28～7/30に各避難所を巡回し、避難所評価・保健師活動の後方支援に従事
- D H E A T【災害時健康危機管理支援チーム】・・・7/31～8/6 八幡支所を拠点に支援
- 日本赤十字社山形県支部「こころのケア班」・・・8/1～8/31 傾聴活動等
- やまがたJ R A T（県災害リハビリテーション推進協議会）・・・8/15～9/4 週1回 各避難所を巡回
- 県栄養士会・・・8/6～8/9 個別訪問、避難所訪問による栄養指導
- 酒田地区歯科医師会・・・8/25 一條コミセン、内郷コミセンを訪問
- 庄内保健所・・・県内DHEATのリエゾン、保健医療福祉調整本部機能
- 近隣市町・・・8/7～8/9 保健師訪問活動
- 市保健師・・・訪問活動のほか平日16時から保健所、総合支所とミーティングを実施

法令等の適用

(1) 災害救助法の適用

- 適用年月日：令和6年7月25日
- 被害の状況等：令和6年7月25日からの大雨により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。
- 備考：災害救助法施行令第1条第1項第4号適用

(2) 被災者生活再建支援法の適用

- 決定日：令和6年8月23日
- 発生日：令和6年7月25日
- 備考：被災者生活再建支援法施行令第1条第2号適用（本市における住宅被害 全壊が10世帯以上）

(3) 激甚災害の指定

- 閣議決定：令和6年9月6日
- 交付・施行：令和6年9月11日
- 災害名：令和六年六月八日から七月三十日までの間の豪雨による災害
- 適用措置の指定：本激
- 備考：令和六年六月八日から七月三十日までの間の豪雨による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令

(4) 自衛隊への災害派遣要請

- 酒田市内における孤立地域等の救助救援活動 7月25日 15時33分
- 酒田市における災害派遣活動終了 7月30日 14時20分

被害状況（人的被害、公共施設）

（1）人的被害

● 死者1名（86歳 女性）

（経過）

- 7月25日（木） 午前10時30分頃に自宅からの避難途中で行方不明
7月27日（土） 八幡地域での行方不明者の報を受け捜索開始
（自衛隊、警察、消防、消防団等）
7月31日（木） 酒田警察署で午後3時30分頃に上青沢地内の三保六（さぶろく）橋付近にて行方不明女性らしき人物を発見
8月7日（水） 酒田警察署より、DNA鑑定等を進めた結果、行方不明の女性と発表あり

（2）公共施設の主な被害状況

● 公立保育園

- 八幡保育園：施設の床上浸水（約1cm）、柵の破損等、園庭への土砂流入、遊具の流出
→ 7月29日より当面の間、松山保育園で代替保育
→ 八幡・松山子育て支援センターを当面の間休所
- みなど保育園：落雷による火災受信機故障

● 市営住宅

- 荒町団地（12住宅） 半壊1戸、準半壊11戸、フェンスの一部破損
→ 入居していた12世帯は、他の市営住宅に転居



大雨時の荒瀬川と八幡保育園

八幡保育園内部

被害状況（住宅）

（1）住家の被害認定件数（11月1日現在）

(単位：件)

	全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	一部損壊 (床下浸水)
	13	15	31	182	48	504
地区別内訳						
酒田	1	4	13	48	8	259
八幡	12	11	15	90	36	231
松山			3	43	4	6
平田				1		8

（2）罹災証明書発行件数（11月1日現在）

- 受付期間 7月29日～11月29日
- 交付件数 557件

※罹災証明書の新規申請は11月29日まで受付

被害状況（公共土木施設）

（1）公共土木施設の被害（R6.11.5現在）

区分	被災数 (箇所)	被害総額 (億円)
県	道路	650
	河川	1,053
	砂防	66
	上下水道等	3
	計	1,772
酒田市	道路	49
	河川	29
	砂防	—
	上下水道等	4
	計	82

（2）道路の応急復旧状況

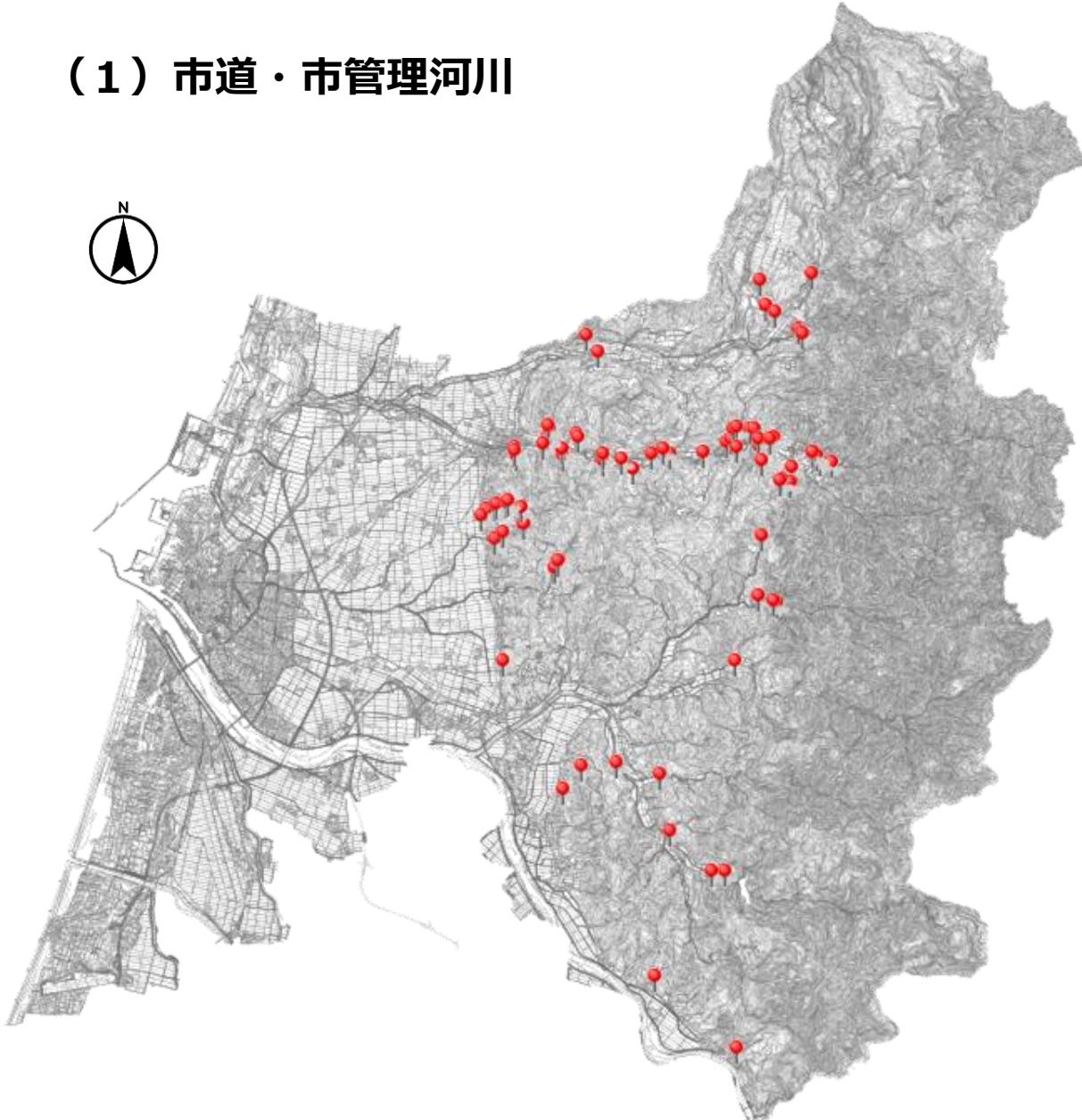
- 国道344号 大雨により被災箇所多数
 - ・7/30 石田橋付近のう回路完成（片側交互通行）
 - ・7/31 中台橋付近のう回路完成（片側交互通行）
 - ・8/9 中台橋東側の応急復旧完了（片側交互通行）
 - ・9/30 観音寺～北青沢について応急復旧完了（片側交互通行）
 - ・10/25 北青沢～真室川町差首鍋について応急復旧完了（片側交互通行、幅員規制、重量規制等あり）
- 市道関係
 - ・道路欠壊、土砂・倒木の流入などによる通行止め路線について、交通量の多い路線、孤立集落となる路線など、優先順位をつけて順次仮復旧を実施

（3）道路冠水状況

- 7月25日8時40分頃に浸水センサー13箇所全てにおいて道路冠水を検知
※浸水センサー設置場所
　豊里、泉町、東泉町、富士見町一丁目、富士見町二丁目、若浜町、東栄町、東中の口、末広町、千石町、亀ヶ崎三丁目、亀ヶ崎四丁目、錦町
- これまで道路冠水をしていない場所でも冠水が発生
- 道路冠水箇所についてはバリケード等による通行止めを実施

被害状況（道路等）

（1）市道・市管理河川



被害状況（上下水道施設）

（1）水道施設（酒田市上水道）

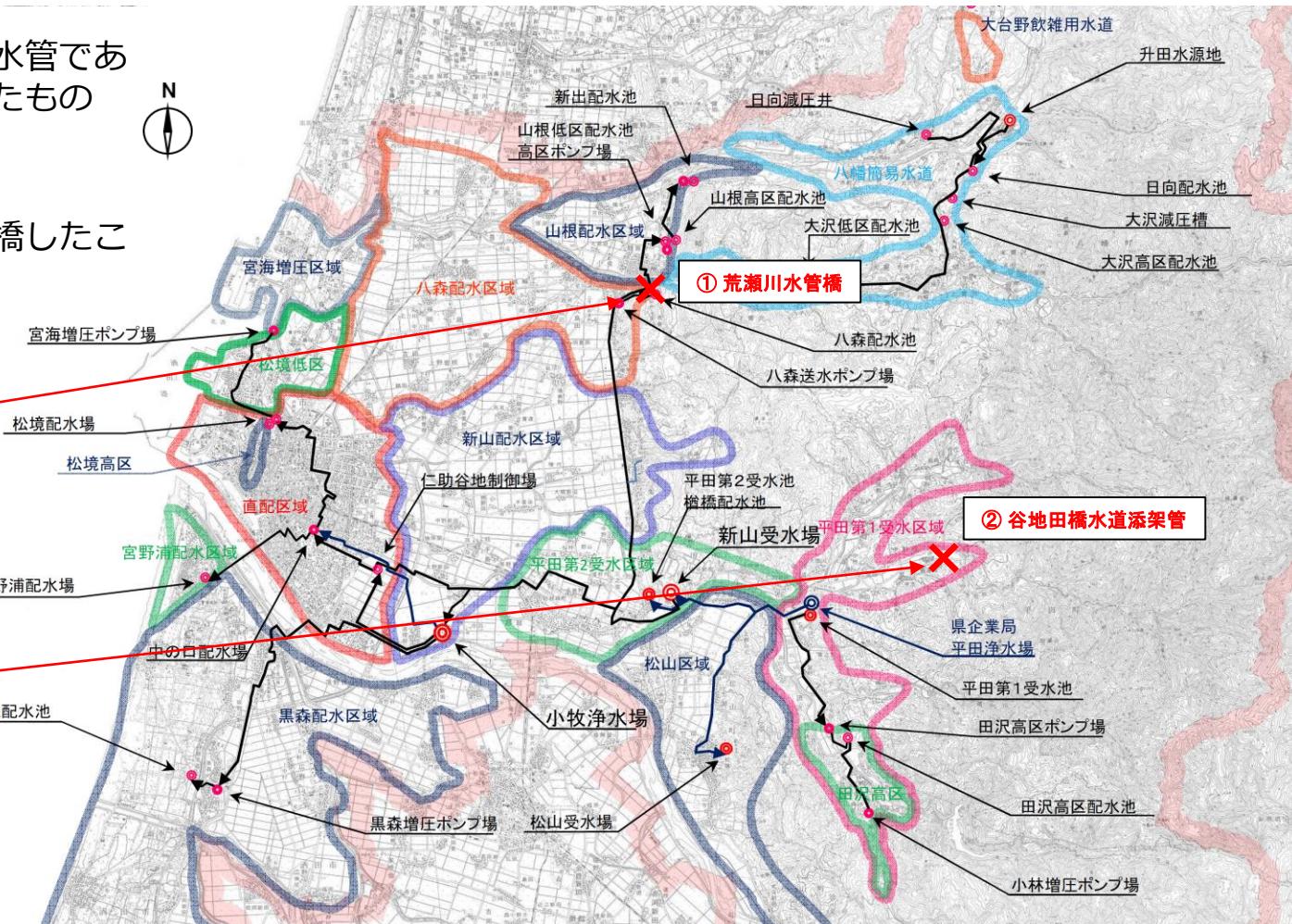
① 荒瀬川水管橋

大雨により荒瀬川の水位が上昇し、山根低区配水池への送水管である荒瀬川水管橋に流水や流木など接触したことにより被災したもの
(最大断水戸数：759戸)

② 谷地田橋水道添架管

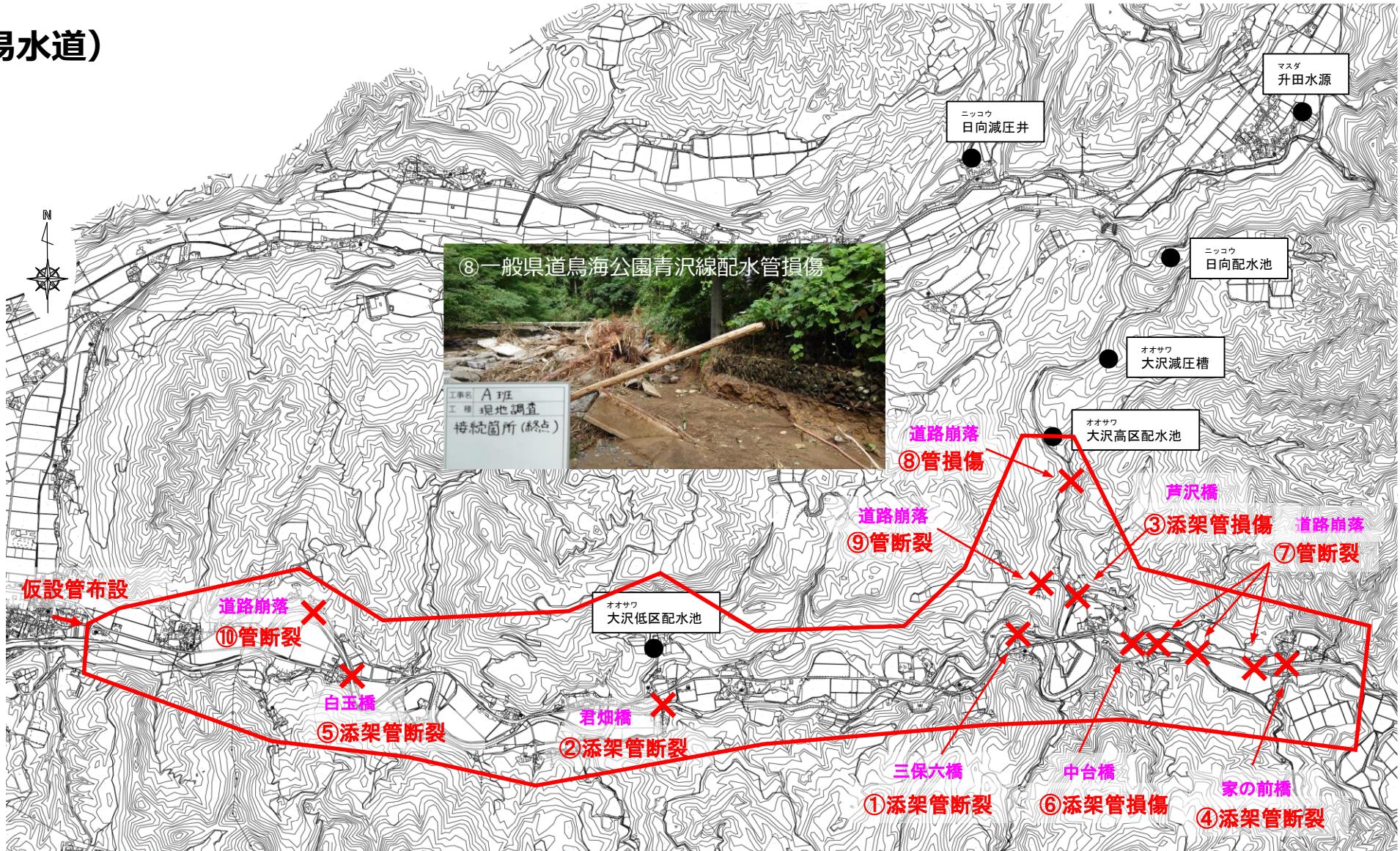
大雨により中野俣川の水位が上昇し、谷地田橋が損傷、落橋したことにより、水道添架管が被災したもの
(最大断水戸数：11戸)

※断水はすべて解消



被害状況（上下水道施設）

（2）水道施設（八幡簡易水道）



被害状況（上下水道施設）

(3) 下水道施設 (公共下水道・農業集落排水)

①八幡浄化センター

水没による処理機能停止

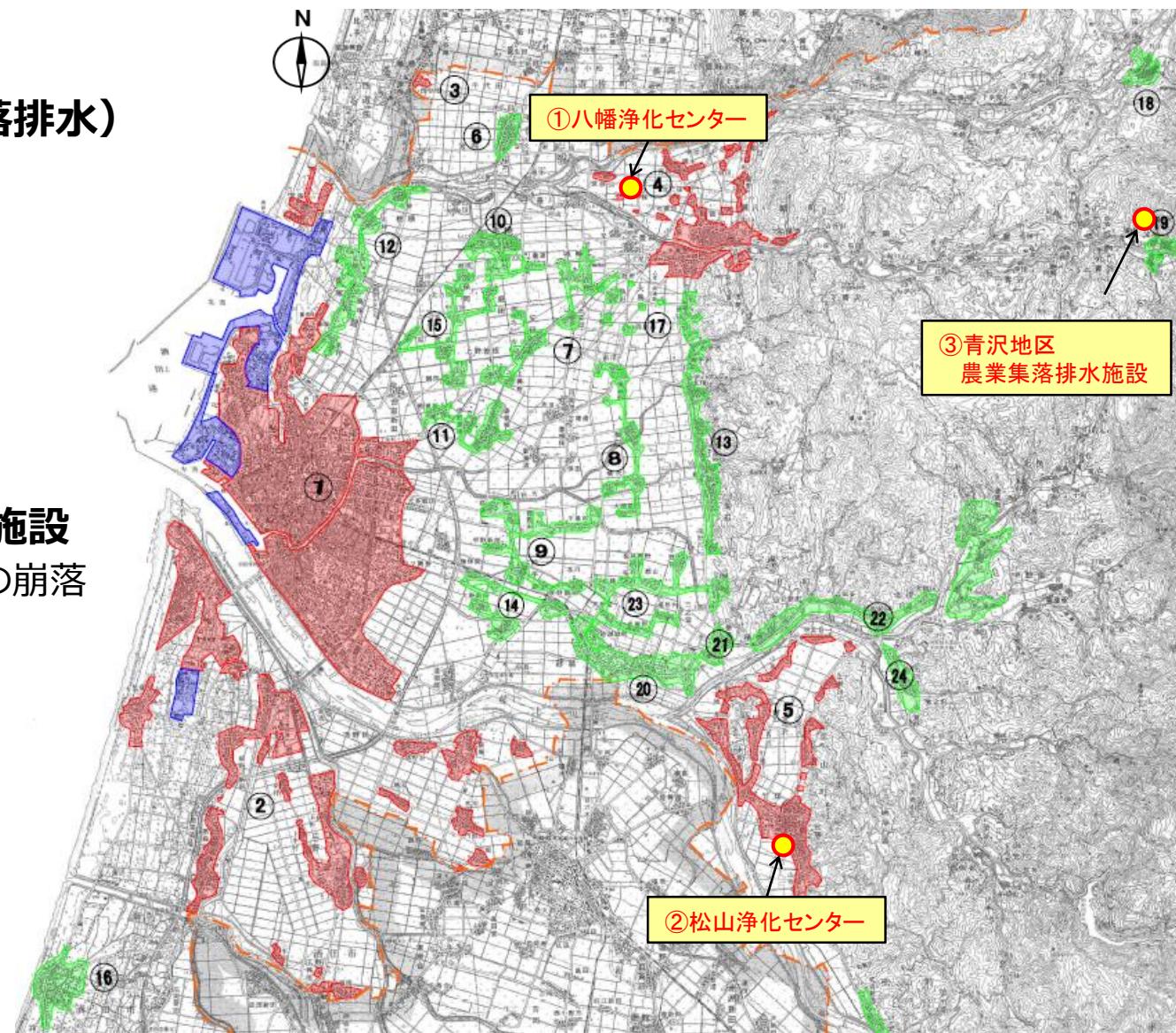
②松山浄化センター

水没による処理機能停止

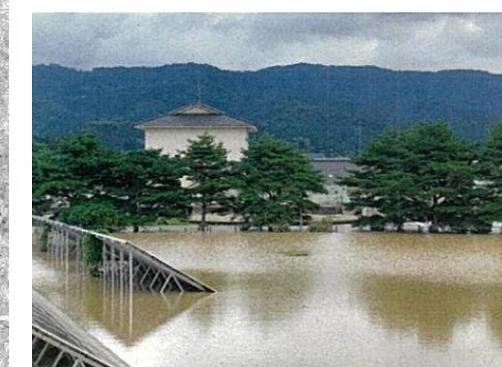
③青沢地区農業集落排水施設

荒瀬川の氾濫による擁壁の崩落

※①と②は仮設運転実施中



①八幡浄化センターの配管室浸水状況



②松山浄化センター浸水状況(西側より望む)



③青沢地区農業集落排水施設の擁壁崩落

被害状況（農林施設）

（1）農作物被害（R6.10.17現在）

- 品目：13品目
 - ・主な被災品目：水稻、大豆、日本梨、ねぎほか
- 被害額：34億6千4百万円
- 被害面積：5,319ha
- 主な被災内容
 - ・浸水、冠水、土砂流入、樹体被害

※大沢地区の被害については確認中のため上記に含まず



刈屋なし果樹園への土砂流入

（2）農地・土地改良施設（R6.9月末現在）

- 被災数：385件
- 被害額：41億8千6百万円
- 主な被災内容
 - ・農地、農道、水路への土砂及び流木等の流入
 - ・農道の路面崩壊・崩落
 - ・揚水機場の冠水によるポンプ破損



小林川沿いの農地（そば畠）

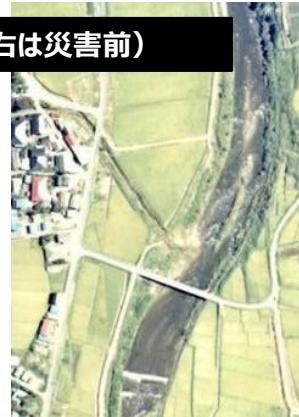


R344沿いの農地

（3）林道施設（R6.9月末現在）

- 被災数：52路線
- 被害額：8億270万円
- 主な被災内容
 - ・路面や水路への土砂及び倒木の流入
 - ・林道の路面崩壊、法面崩壊、路面洗掘

被害状況（国道344号、荒瀬川流域）



被災状況（西荒瀬地区）



①日向川溢水箇所から田んぼへの土砂流入



②土砂流入した西荒瀬地区内の道路



③土砂の流入により破損した車庫

被害状況（竹田地区）



松山浄化センター～松山カントリー エレベーター周辺の浸水状況



松山カントリー エレベーター周辺の浸水状況



竹田地域の浸水状況

災害ごみの仮置き場

(1) 酒田地域

- ①広栄町資源ステーション北側【事前予約制】
 - ・設置期間 令和6年7月28日～
- ②酒田工業高校跡地
 - ・設置期間 令和6年7月28日～9月8日



酒田工業高校跡地



一條コミュニティセンター敷地内

(2) 八幡地域

- ①一條コミュニティセンター敷地内
 - ・設置期間 令和6年7月28日～8月7日
- ②八幡斎場跡地
 - ・設置期間 令和6年8月8日～11月4日



八幡斎場跡地

(3) 松山地域

- ①ニュートラック松山第四駐車場
 - ・設置期間 令和6年7月29日～8月15日
- ②ニュートラック松山第三駐車場
 - ・設置期間 令和6年8月16日～9月8日

災害ボランティアセンター

(1) 活動拠点

- 設置日 令和6年7月27日

(2) 活動拠点

- ①ひらたタウンセンター内（酒田市飛鳥字契約場35）
 - ・設置期間 令和6年7月30日～8月19日
- ②八幡タウンセンター内（酒田市観音寺字寺ノ下41番地）
 - ・設置期間 令和6年8月20日～10月31日

(3) 活動内容

- ①活動開始日 令和6年7月30日

- ②活動内容

- ・個人宅や避難場所等における被災者の状況調査、被災者ニーズの把握（7/27～）
- ・ボランティアが支援を行う被災者ニーズを判断し関係機関などへの情報提供
- ・各種広報媒体等によるボランティア活動希望者への情報発信
- ・災害ボランティア活動を支援する物資の確保

- ③ボランティア活動人数（11月10日現在）

- ・活動件数 890件（軒）
- ・活動人数 7,786人



災害ボランティア活動状況



(4) その他

- 令和6年11月1日から酒田市生活支援・地域支え合いセンターに業務を移行

	活動実績計	西荒瀬	観音寺	日向	大沢	内郷(竹田)	他地区
支援延件数	890	129	389	31	282	46	13
活動延人数	7,786	869	3,496	281	2,795	272	73

市営住宅、県営住宅の提供

(1) 支援の内容

- 大雨による災害で、住宅に住むことが困難になった方へ市営住宅、県営住宅、県職員公舎を一時的に提供
- 入居要件（罹災証明書の基準）

一部損壊	準半壊	半壊	中規模半壊	大規模半壊	全壊
×	○	○	○	○	○

- 入居期間
 - ・市営住宅：入居後1年間以内（最長2年間）
 - ・県営住宅、県職員公舎：令和7年3月31日まで（1年以内で延長可）
- 冷暖房設備等は設置されていないが、家電製品購入に対する支援制度あり
- 家賃等 免除（住宅使用料、駐車場使用料及び敷金）
※光熱水費や共益費などの費用は入居者負担

(2) 入居戸数（令和6年1月1日現在）

	提供可能戸数	入居戸数
市営住宅	109	40
県営住宅	酒田市内15	6
県職員公舎	酒田市内27	3

これまで実施してきた主な支援（被災者支援ハンドブックより）

支援制度名	支援制度名	支援制度名
0 最初に知つておいてほしいこと	2 お金のこと	4-7 自立支援医療(更生・育成)、補装具費、療養介護医療の医療費の自己負担分の軽減
0-1 住宅に被害があつたら…罹災証明書	2-1 被災者生活再建支援制度	5 税金や保険料・各種料金の支払い
0-2 住宅以外の建物に被害があつたら…罹災届出証明書	2-2 山形県災害見舞金	5-1 市民税・森林環境税の減免
0-3 大雨災害に関する相談先	2-3 災害援護資金貸付制度	5-2 固定資産税の減免
1 住まいや身の回りのこと	2-4 災害復興住宅融資（建設・購入・補修）	5-3 国民年金保険料の免除
1-1 酒田市浸水住宅復旧緊急支援事業	2-5 生活福祉資金の貸付	5-4 国民健康保険税の減免
1-2 住宅の応急修理制度	2-6 勤労者生活安定資金融資制度（生活応援ローン）	5-5 後期高齢者医療保険料の減免
1-3 みなし仮設住宅（応急仮設住宅）の提供	3 子ども・学生に関すること	5-6 介護保険料の減免
1-4 市営住宅・県営住宅の提供	3-1 児童扶養手当の所得制限解除	5-7 保育量の減免
1-5 生活家電の購入補助	3-2 子育て短期支援事業の利用者負担額の免除	5-8 上下水道料金の免除
1-6 大雨災害公費解体事業	3-3 児童・生徒への学用品の支給（9/3まで）	5-9 NHK放送受信料の免除
1-7 大雨災害被災家屋撤去支援事業	3-4 就学援助費の支給（家計急変）	5-10 東北電力の電気料金等の特別措置
1-8 災害ごみの処分	3-5 奨学金が必要/奨学金の返済を猶予	5-11 電話料金等の支援措置
1-9 土砂の回収	3-6 JASSO（独立行政法人日本学生支援機構）災害支援金	5-12 市民税・国民健康保険税の徴収猶予
1-10 土のう袋の配布	4 医療・健康のこと	2-13 後期高齢者医療保険料の徴収猶予
1-11 家屋消毒用の消毒液の配布	4-1 国民健康保険の医療費の免除または徴収猶予	5-14 介護保険料の徴収猶予
1-12 家屋消毒用の消毒液散布用噴霧器の貸出	4-2 後期高齢者医療保険の医療費の免除または徴収猶予	5-15 都市計画下水道事業受益者負担金の徴収猶予
1-13 サーキュレータの貸出	4-3 介護保険利用者負担額（介護サービス利用料）の減免	5-16 県税の特別措置
1-14 災害ボランティアによる支援	4-4 保険証を紛失しても医療機関を受診できます	6 本人確認書類をなくしたときの手続き
1-15 生活必需品の支給	4-5 障がい者の各種手当の所得制限解除	※各種支援制度の詳細については、「被災者支援ハンドブック」を参照
1-16 災害サポート・レンタカーの貸出	4-6 障がい福祉サービスおよび障がい児通所支援利用者負担額の減免	※記載の内容については、令和6年11月1日現在のもの
1-17 温浴施設の入浴料無料		

県知事及び国會議員の災害現地視察状況（令和6年10月1日現在）

月 日	視 察 者	月 日	視 察 者
7月 26日 (金)	衆議院議員 庄子 賢一 氏 (公明党)		
7月 27日 (土)	山形県知事 吉村 美栄子 氏		
7月 28日 (日)	内閣府特命担当大臣 衆議院議員 加藤 鮎子 氏 (自由民主党)		
7月 30日 (火)	参議院議員 足立 敏之 氏 (自由民主党)		
	参議院議員 岩渕 友 氏 (日本共産党)		
7月 31日 (水)	参議院議員 芳賀 道也 氏 (国民民主党)		
8月 4日 (日)	参議院議員 若松 謙維 氏 (公明党)		内閣府特命担当大臣 参議院議員 松村 祥史 氏 (自由民主党) 内閣府特命担当大臣 衆議院議員 加藤 鮎子 氏 (自由民主党) 山形県知事 吉村 美栄子 氏
	参議院議員 舟山 康江 氏 (国民民主党)		
	衆議院議員 高橋 千鶴子 氏 (日本共産党)		
8月 5日 (月)	参議院議員 山本 太郎 氏 (れいわ新選組)	9月 9日 (月)	参議院議員 舟山 康江 氏 (国民民主党)
		9月 10日 (火)	衆議院議員 茂木 敏充 氏 (自由民主党幹事長) 農林水産副大臣 衆議院議員 鈴木 憲和 氏 (自由民主党)

復旧・復興方針

◎復旧対策

災害復旧事業等では、被災した河川、道路などの公共土木施設や学校等の公共施設、ライフライン等を被災前と同じ機能に戻すことを「原形復旧」と呼び（「効用回復」等と呼ばれることがある）、再度の災害防止の観点から原形復旧だけでなく被災施設やそれに関する施設を改良することを「改良復旧」と呼ぶ。また、被害の拡大を防ぐための緊急措置としての「応急工事」も災害復旧事業等に含まれることがある。本資料では、これらを併せて「（被災施設の）復旧対策」と呼ぶこととする。

◎復興対策

被災地において、被災前の状況と比較して「安全性の向上」や「生活環境の向上」、「産業の高度化や地域振興」が図られる等の質的な向上を目指すこと、の両者を併せて「（被災地の）復興対策」と呼ぶこととする。

復旧・復興の基本的な考え方

1 方針策定の趣旨

復旧・復興方針は、令和6年7月25日からの大雨により甚大な被害を受けた本市の復旧・復興の実現に向けた基本方針を示すとともに、本市の更なる発展を目指し、今後取り組むべき施策を定めた復旧・復興の指針として策定するもの

2 方針の対象

今回の災害では被害が市全域に及んでいることから、市全体を復旧・復興方針の対象とする

3 方針の期間

本方針では2024年度を初年度とし、2028年度までのおおむね5年後の姿を見据えながら、復旧や再生に向けた取り組みを段階的かつ着実に実施。ただし、より長期的視点で取り組むべき課題については、2028年度以降も継続して取り組む

4 復旧期

発災からおおむね3年間（2024年度～2026年度）は、生活や産業の再開に不可欠な住宅、生活環境、インフラ等の早期復旧に加え、まちの再生・発展に向けた準備を重点的に進める期間

5 復興期

復旧期と連動し、生活環境や生業の本格復旧を進めるとともに、住民や地域等と行政の協働により被災前の活力を回復し、地域の価値を高める期間（2024年度～2028年度）



基本理念

自然と共に生き、みんなが安全に、安心して住み続けられるまちを目指して

- 誰も取り残さない被災者支援
- 被災前の生活を取り戻すとともに、被災したインフラを早期に復旧する
- 今後も住み続けたいと思えるまちを目指す

基本方針 1

住まいと暮らしの再建

基本方針 2

社会インフラの
復旧・機能強化

基本方針 3

地域産業や
地域活力の再生

基本方針 4

災害対応の検証
に基づく防災対策の強化

復旧・復興の基本方針

基本方針 1 住まいと暮らしの再建

- (1) 被災者が一日も早く被災前の生活を取り戻すための住まいと暮らしの再建への支援
- (2) 福祉サービスの利用や見守り等による心のケア、移動手段の確保など、安心して暮らせる生活環境の早期整備
- (3) これまで培われてきた地域コミュニティの再建
- (4) 大量に発生した災害廃棄物の迅速かつ適切な処理の推進

基本方針 2 社会インフラの復旧・機能強化

- (1) 被災した道路や河川、上下水道施設、砂防・治山施設等の早期復旧、機能強化（強靭化）
- (2) 幹線道路ネットワークや地域の生活道路など災害に強い交通体系の整備
- (3) 治水対策の工程や効果の見える化など、安全・安心に向けた道筋の提示
- (4) 浸水原因の分析、浸水対策の検討

基本方針 3 地域産業や地域活力の再生

- (1) 農地・農業用施設、林道の早期復旧
- (2) 被害を受けた農業者等の営農継続に向けた支援
- (3) 地域産業の復旧、復興

基本方針 4 災害対応の検証に基づく防災対策の強化

- (1) 今回の大雨災害を踏まえた災害対応の検証（情報の収集・伝達、避難所の在り方、個人の備えの呼びかけ、地域における協力体制など）
- (2) 今後の災害への不断の備え、防災・減災に向けた取り組みの推進と総合的な防災体制の確立

基本方針 1 住まいと暮らしの再建

(1) 被災者が一日も早く被災前の生活を取り戻すための住まいと暮らしの再建への支援

- 公営住宅、みなし仮設住宅等の提供による一時入居への支援や、被災した住宅の応急修理への助成、災害見舞金などの一時金の支給、税や保険料、上下水道料金などの減免等により、被災者の生活再建に向けた支援の継続
- 各種支援制度を円滑に利用できるよう、被災者支援に関する情報提供の充実及び分かりやすく丁寧な相談対応
- 被災者台帳等を活用した的確な支援制度の周知、市広報やホームページでの情報発信、N P O団体等と連携した被災者の居場所づくりや被災者・支援者等への情報発信
- 「全壊」の罹災証明書の交付を受けた家屋等について公費解体実施（大雨災害公費解体事業）のほか、「大規模半壊」「中規模半壊」「半壊」の罹災証明書の交付を受けた家屋の解体撤去への支援（大雨災害被災家屋撤去支援事業）
- 床上・床下浸水の被害を受けた市営住宅荒町団地（12住宅）の復旧を令和7年度末まで実施

(2) 福祉サービスの利用や見守り等による心のケア、移動手段の確保など、安心して暮らせる生活環境の早期整備

- 令和6年11月1日に「酒田市生活支援・地域支え合いセンター」（次ページ参照）を開設し、仮設住宅等への避難者の孤立防止等のための見守り支援、日常生活上の相談及び関係支援機関へつなぐ等の支援を実施
- 被災した八幡保育園について、改修を行ったうえで令和6年度中に現園舎での保育を再開
※今後水災の可能性を保育士、保護者ともに理解した上で、保育園による事前の休園判断、早期避難により対応
- 令和7年度より松山・八幡子育て支援センターの開所

酒田市被災者生活支援・地域支え合いセンターについて

被災者が、避難先や被災地などそれぞれの環境で安心した日常生活を営むことができるよう、酒田市被災者生活支援・地域支え合いセンターを設置・運営する。

◆センターの概要

【場所】酒田市地域福祉センター内（新橋2丁目）

【運営】酒田市社会福祉協議会（酒田市委託事業）

【人員体制】

センター長 1名（兼任）

生活支援相談員 8名（専任4名 兼任4名）

【支援対象世帯】

約300世帯

【業務内容】

- ①個別訪問による現況等の調査及び支援方針の作成
 - ・ニーズ把握と課題に応じた支援方針の検討
- ②見守り、相談支援等
 - ・巡回訪問等を通じた見守り、声かけ
 - ・日常生活に関する相談支援、生活支援、情報提供
- ③専門機関等へのつなぎ
 - ・専門機関、関係支援機関へのつなぎ
- ④コミュニティづくりの支援
 - ・サロン活動など、被災住民同士や被災者と避難先住民との交流の促進
 - ・地域情報の提供
- ⑤酒田市災害ボランティアセンター業務は、酒田市被災者生活支援・地域支え合いセンターに移行します。
 - ・被災者とボランティアのマッチング

基本方針 1 住まいと暮らしの再建

(3) これまで培われてきた地域コミュニティの再建

- 地域コミュニティの自治活動の拠点となる施設として、地域集会所の早期復旧支援
- 地域コミュニティの再生・活性化につながる地域活動に対する支援
- 避難行動の習慣化や地域の防災力向上に繋がる活動に対する支援

※地域コミュニティ活動の例示：自治、防災、防犯、環境衛生、子育て支援、高齢者福祉、伝統文化の継承

※災害発生後の緊急・応急期において、住民同士の「共助」は最初の防災対策

※「防災」だけでなく、予防的避難や自主防災組織による地域での呼びかけや避難訓練などは人的被害を発生させない「減災」に直結するもの

(4) 大量に発生した災害廃棄物の迅速かつ適切な処理の推進

- 被災者の生活環境の保全や二次災害の防止、生活再建の早期化を図るため、被災家屋や土砂混じりがれきの撤去及び災害廃棄物処理を迅速かつ計画的に推進
- 災害廃棄物等の処理に当たっての基本方針や処理の進め方等を明確にするとともに、処理期限の目標を2025年12月末と定め、災害廃棄物等の処理を実施

復旧・復興に向けたロードマップ～基本方針1 住まいと暮らしの再建～

	2024年度 (R6)			2025年度 (R7)	2026年度 (R8)	2027年度 (R9)	2028年度 (R10)
	～9月末	～12月末	～3月末				
(1) 被災者が一日も早く被災前の生活を取り戻すための住まいと暮らしの再建への支援							
罹災証明の受付	～R 6.11.29						
公営住宅等の提供				■	■	■	■
被災者生活再建支援制度 (基礎支援金)				～R 7.8.24			
被災者生活再建支援制度 (加算支援金)						～R 9.8.24	
被災家屋等の解体支援		～R 7.7.31	■	■	▶		
(2) 福祉サービスの再開や見守り等による心のケア、移動手段の確保など、安心して暮らせる生活環境や子育て支援環境の早期整備							
酒田市生活支援・地域 支え合いセンター	R 7.11.1～						
(3) これまで培ってきた地域コミュニティの再建							
地域集会所の復旧支援				■	■	■	■
地域活動に対する支援							
(4) 大量に発生した災害廃棄物の迅速かつ適切な処理の推進							
災害廃棄物処理の推進							

基本方針2 社会インフラの復旧・機能強化

(1) 被災した道路や河川、上下水道施設、砂防・治山施設等の早期復旧、機能強化（強靭化）

①道路、河川

- 市が管理する道路、橋梁、河川について、令和8年度末までに復旧工事を完了
 - ※令和6年12月末まで国の災害査定を終え、令和7年1月以降に復旧工事を順次発注
 - ※荒瀬川に架かる橋梁については、河川の復旧と連携し、橋梁の集約を含め実施
- 県管理の道路、河川の本復旧工事（改良復旧含む）の早期着手と地域への説明について山形県と連携し対応
 - ※国道344号を含む県道は復旧工事中（通行制限あり）
 - ※県管理河川の応急復旧工事は令和6年度末までに完了し、その後本復旧工事に着手
 - ※荒瀬川について河道拡幅などの改良復旧を含めた復旧計画について検討
- 国管理河川（最上川、赤川）について、国、県、市などが連携し、流域治水について検討
 - ※最上川の河道掘削や竹田排水機場の機械の復旧や機能向上、復旧時期など、地域住民の不安を解消できるような対策全般について国に対し要望する
 - ※令和6年11月18日に、竹田地区において浸水被害を軽減させる対策の検討・調整することを目的として、国・山形県、酒田市の関係機関で構成する「酒田市竹田地区の河川に係る減災のための連絡調整会議」を設立
- 今回の災害で河川の水位が氾濫危険水位を超えた河川があったが、流量確保のためにも河道掘削や支障木伐採は市民の安全に直結する重要な工事であることから、河道掘削や支障木伐採、堤防強化について河川管理者である国や県に要望

基本方針2 社会インフラの復旧・機能強化

(1) 被災した河川や道路、上下水道施設、砂防・治山施設等の早期復旧、機能強化（強靭化）

②上下水道施設

- 道路、河川等の被災によって破損した上下水道施設について、関係機関と調整を図りながら道路等の復旧工事に合わせて本復旧を推進
 - ※令和6年12月末まで国の災害査定を終え、令和7年1月以降に復旧工事を順次発注
 - ※水道管は道路や河川と一緒に被災しているため、県道及び市道の復旧と調整を図りながら実施
- 老朽化した施設について、計画的な改築更新、耐震化等による施設の強靭化を図ることにより、災害に強い上下水道施設の構築を図る
- 今回の災害に伴う応急給水活動を検証し、災害時に必要な水道水を効率的に届けられるよう応急給水体制について検討

③砂防・治山施設等

- 砂防・治山施設、急傾斜地崩壊対策施設等の着実な整備を進めるため、国・県との連携を図るとともに、土砂・洪水氾濫対策、再度の災害防止対策の推進や、土砂崩れなどが発生したものの事業が実施決定されていない箇所への新たな砂防・治山施設等の設置などについて、国・県に対して要望を実施
 - ※山形県では、土石流が発生した溪流において、砂防えん堤等の整備により再度災害防止を図るとともに、本川への土砂供給を抑制することを検討
 - ※小屋渕川では、災害関連緊急砂防事業が採択

基本方針2 社会インフラの復旧・機能強化

(2) 幹線道路ネットワークや地域の生活道路など災害に強い交通体系の整備

- 防災機能の向上等の改良復旧を検討しながら土木施設等の本復旧を進めるとともに、安全・安心な生活環境の向上や災害時の避難ルートの確保に向けた検討を実施

(3) 復旧対策の工程や効果の見える化など、安全・安心に向けた道筋の提示

- 被災した道路、河川等の土木施設の早期復旧、改良復旧の実施に併せて、再度の被災を防止するための復旧内容の周知等、復旧・復興事業の進捗状況の「見える化」を実施
- 災害復旧事業の進捗状況等をホームページや広報等で周知するなど、分かりやすい情報提供に努める

(4) 浸水原因の分析、浸水対策の検討

- 今回の大雨による道路の浸水原因について、気象データ、河川水位データ、水位監視システムから得られるデータの取得、分析を行うとともに、浸水常襲エリアにおける効果的な雨水対策（雨水幹線整備、排水ポンプ及び排水機場の能力強化など）について検討

復旧・復興に向けたロードマップ～基本方針2 社会インフラの復旧・機能強化～

基本方針3 地域産業や地域活力の再生

(1) 農地・農業用施設、林道の早期復旧

- 農地や土地改良施設の復旧については、国の補助を受けて市が行う「公共災害復旧事業」、山形県及び酒田市の補助金を受けて農業者自ら行う「小規模農地等緊急復旧事業」、「多面的機能支払交付金」など、適切な支援制度の説明を行い、地域の合意を確認しながら復旧事業を進める
- 林道の復旧について、国の補助を受けて市が行う公共災害復旧事業及び県からの補助事業と市単独事業により復旧
- 農地、農業用施設や林道等の復旧・復興に迅速に対応する体制として、農林水産部農林水産課に災害復興対策チームを置き、他部署や他機関（国や県、土地改良区など）からの職員の派遣を受け、早期復旧に取り組む

※令和6年12月上旬まで国の災害査定を終え、令和7年1月以降に復旧工事を順次発注（緊急性の高いものは発注済）

基本方針3 地域産業や地域活力の再生

(2) 被害を受けた農業者等の営農継続に向けた支援

- 被災したカントリーエレベーターの仮復旧や収穫を目前に控え被害に遭った樹園地の作業道の仮復旧などの経費、山形県と酒田市の協調によるパイプハウス等復旧のための資材や農機具の購入、果樹棚や畜産施設の復旧などに対し支援（酒田市農林水産物等災害対策事業）
- 運転資金と施設等復旧資金に係る融資について、「酒田市災害・経営安定対策資金利子補給金」による利子補給を行い、復旧に必要な資金の調達、営農継続に向けた支援
- 支援制度の個別相談について隨時対応

※支援制度個別相談会を八幡をはじめ松山、平田、西荒瀬など被害が大きかった地区において9/13～9/27に地域に出向いて実施
現在は各地域での個別相談会は終了したが、本庁舎で随时相談に応じている
- 被災した農業者の負担を軽減し、今後の営農意欲の維持を図るため、公共災害復旧事業の受益者分担金について事業費から国庫補助金を除いた額の10分の1に減じる支援

〈例〉 農地における事業費 1,000 万円、国庫補助率（想定）96%、受益者10戸の場合の受益者負担額
 $(1,000\text{万円} - 960\text{万円}(\text{国庫補助分想定})) \times 0.1 \div 10\text{戸} = 4,000\text{円}$
- 被災した農地の農地利用にあたり、農作業及び経営の効率化を念頭において担い手の確保と農地の集約化を重点的に推進

※農地の集約化には農業者個人の規模拡大の意向把握のほか、地域レベルで将来的な農地利用の見通しを共有することが必要であることから、将来の農地の在り方を示す「地域計画」を令和7年3月まで策定することとしており、市内16地区で地域農業者と話し合いを行っている。今後、農地の復旧の見通しなどを考慮しつつ、地元の農業者の声を聞きながら検討。

基本方針3 地域産業や地域活力の再生

(3) 地域産業の復旧、復興

- 今回の災害により、市内商工業事業者の機械装置、建物、車両等について、土砂の流入や浸水等による直接的な被害を受けただけでなく、停電や断水等により操業に支障を來したほか、幹線道路や鉄道等の公共交通網の被災に伴って、原材料や商品等の物流や従業員の通勤等に大きな影響が生じるなど、間接的な被害を含めた経済的な損失は大きいため、早期に事業活動の再開や継続に向けた支援に取り組む
- 被害を受けた商工業事業者の円滑な復旧を支援するため、山形県で7月26日に商工業振興資金（経営安定資金第4号）の対象となる災害に今回の災害を指定し、酒田市も山形県とともに資金面での支援を開始
※商工業振興資金は市も保証料の一部を負担する融資
- 商店等の復旧費用に対する支援として、山形県が補助金の上限額200万円となる「被災中小企業支援事業費補助金」を創設したことから、被災事業者への周知について、酒田商工会議所、酒田ふれあい商工会の会報でお知らせするほか、酒田市ホームページでも周知
※補助対象：自己が所有する建物や機械設備、車両の復旧費用
※補助率：復旧費用2分の1、小規模事業者については3分の2
- 今後も、酒田商工会議所や酒田ふれあい商工会、金融機関との連携を図りながら、事業の再開や継続に向けて取り組む商工業事業者の活動をサポート

復旧・復興に向けたロードマップ～基本方針3 地域産業や地域活力の再生～

	2024年度 (R6)			2025年度 (R7)	2026年度 (R8)	2027年度 (R9)	2028年度 (R10)
	～9月末	～12月末	～3月末				
(1) 農地・農業用施設、林道の早期復旧							
農地・農業用施設の復旧 (公共災)	仮復旧・災害査定・設計			災害復旧工事			
農地・農業用施設の復旧 (小規模、多面的等)		災害復旧工事					
林道の復旧	仮復旧・災害査定・設計			災害復旧工事			
(2) 被害を受けた農業者等の営農継続に向けた支援							
支援制度の相談会							
各種支援制度							
担い手確保・農地集約							
(3) 地域産業の復旧、復興							
各種支援制度							

基本方針4 災害対応の検証に基づく防災対策の強化

(1) 今回の大雨災害を踏まえた災害対応の検証

(情報の収集・伝達、避難所の在り方、個人の備えの呼びかけ、地域における協力体制など)

- 今回の災害では、一部の避難所において浸水や道路冠水による孤立の可能性があったことから、途中で閉設し他の安全な避難所に回るよう変更したことや、避難者数の増加による避難所受入可能人数の一時的な超過、避難所における災害関連物資の不足など、避難所としての機能が十分発揮できなかった事例があった。一部の地域では道路冠水が始まっている中で、避難所変更等の情報を発信したことで不安を感じたり、大雨によって避難所までの経路が被災、あるいは危険な状態になるなど、避難所へ安全に避難することが困難なケースもあったことから、地域住民の意見を踏まえながら、地域の実情にあった情報発信の在り方や避難経路を含めた見直しが必要
- 早い段階（レベル3等）での避難や垂直避難など、個人の避難行動のあり方について検討
- 停電や断線、携帯基地局の損壊により、固定電話や携帯電話等が使用できない場合の通信手段について無線機が有効であることから、既存の無線施設の修繕や更新、消防団に配備している無線機の活用や自衛隊の災害派遣による通信部隊の協力も含めて検討
- 避難所においては、乳幼児や高齢者、障がい者を含め多くの方々が避難されたほか、大きな被害を受けた地区では開設期間が長期にわたるなど、避難所の運営面での課題があった。避難者の身体的・精神的な負担の軽減、避難所での生活の長期化を想定した高齢者や障がい者など配慮が必要な方への対応などの観点から、備蓄品の充実、トイレや空調などの生活環境の改善について検討するとともに、「避難所運営マニュアル」の周知・活用や避難所の運営面での見直しなど、避難者の不安解消やストレスの低減に取り組む
- 河川ごとに発信する情報の内容や発信するまでの時間にそれぞれ差異があったことから、河川管理者との情報共有の在り方について、新たな水位計の設置や観測点の選定、警告の発令等含め検討

基本方針4 災害対応の検証に基づく防災対策の強化

(2) 今後の災害への不斷の備え、防災・減災に向けた取り組みの推進と総合的な防災体制の確立

- 初動対応段階での職員の増援（拡充）体制及び災害対策本部からの的確な指示・連絡体制の確立、各所の情報共有等を図るための地図情報アプリやシステムの導入検討、それを最大限活用するための訓練機会を確保し、災害対応能力の向上と機能強化を図る
- 警察や消防、自衛隊、国や県、気象庁などの防災関係機関との連携や緊密な情報共有の必要性を再認識したことから、市総合防災訓練などを通じて、これまで以上に連携を強化していく
- 近年の気候変動の影響による水災害の激甚化、頻発化を踏まえ国・県・市が協働して流域全体で総合的かつ多層的な水災害対策である「流域治水」を推進していくため、関係機関と連携して取り組む
- 土砂災害特別警戒区域に居住する方へ、災害発生時に建築物に損壊が生じ、生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがある区域であることの周知を強化するとともに、安全な場所への居住誘導などの呼びかけを行う
- 災害時における避難に際しては、近所での避難の声掛けや高齢者・障がい者など配慮が必要な方も考慮した地域における避難時の協力体制の構築を支援
- 今回の災害の経験・記憶を風化させることなく、教訓として後世に伝えることが今後の災害への備えや市民の命を守る地域づくりへつながるため、「自助・共助」の防災意識の醸成に向けた防災学習や災害記録の伝承など、今後の防災・減災に向けた取組を進める
- 今回の災害対応の検証、教訓をふまえ、酒田市地域防災計画の見直しのほか、災害時の行動に係る関連計画やマニュアル等の見直しを行う

復旧・復興に向けたロードマップ～基本方針4 災害対応の検証に基づく防災対策の強化～

	2024年度 (R6)			2025年度 (R7)	2026年度 (R8)	2027年度 (R9)	2028年度 (R10)
	～9月末	～12月末	～3月末				
(1) 今回の大雨災害を踏まえた災害対応の検証（情報の収集・伝達、避難所の在り方、地域における協力体制など）							
災害対応の検証							
(2) 今後の災害への不断の備え、防災・減災に向けた取り組みの推進と総合的な防災体制の確立							
防災対策強化							

被災世帯への戸別訪問の実施について

酒田市では、これまでも総合支所の職員や健康福祉部の職員が、避難所閉鎖後も課題を抱える被災世帯に対し、何度も訪問を行いケアを重ねてきたところですが、課題を持っていないと判断した被災世帯に対しては、どの部署もアプローチしていない又は被災当初のみのアプローチしかしていないという現状がありました。

災害対応のフェーズが変わっていく中、生活環境の変化による被災世帯の孤立化を防ぐため、また、被災世帯の生活の再建に向け、支援が必要な世帯に漏れがないよう状況の把握に努めるとともに、より適切な支援につなげるため、酒田市被災者生活支援・地域支え合いセンター（以下「支え合いセンター」といいます。）及び酒田市による被災世帯への戸別訪問を次のとおり実施します。

1. 実施期間

令和6年11月25日（月）～12月10日（火）

※上記の期間中に1回目の訪問を終了し、必要に応じて年内に2回目の訪問を実施予定

2. 対象世帯

準半壊以上の被害を受けた世帯（約250世帯）

3. 実施方法

- 支え合いセンター職員と酒田市健康福祉部職員でペアを組み各戸を訪問（最大6班体制）
- ヒアリングシートを用いて、各世帯における現状を把握
- 制度利用に関する意向を確認するなどして支援漏れを防ぐ
- 把握した現状とこれまで市や社会福祉協議会が蓄積してきた情報を集約し、より適切な支援につなげる

4. 問合せ先

健康福祉部地域福祉課（TEL26-5731）



各種申請状況

1. 農地・農業施設関連

①農地・農業用施設災害復旧事業（公共災）の申請件数と金額（11/27 現在）

申請数			査定済		未査定	
農地	31 件	441, 284 千円	24 件	148, 570 千円	7 件	292, 714 千円
農業用施設	56 件	2, 636, 326 千円	23 件	1, 223, 410 千円	33 件	1, 412, 916 千円
合計	87 件	3, 077, 610 千円	47 件	1, 371, 980 千円	40 件	1, 705, 630 千円

②酒田市小規模農地等災害緊急復旧事業費補助金の申請件数と金額（11/27 現在）

- ・申請件数／38 件
- ・金額／1, 842 万 3 千円

2. 公費解体関連

①公費解体の申請状況（11/28 現在）

	対象世帯数（件）	申請数（件）	申請待ち
全壊	13	8	5*
非住家のみ		1	6
計		9	11

*未申請 5 件の 4 件は申請待ち、1 件は補修するため、公費解体の申請なし

②被災家屋解体及び撤去給付金の申請状況（11/28 日現在）

	対象世帯数（件）	申請数（件）	申請率（%）
大規模半壊	15	4	26. 7
中規模半壊	31	7	22. 6
半壊	182	9	4. 9
計	228	20	8. 8

③制度周知の実績

(単位：件)

	対象者要件	対象世帯数	周知別実績		
			①個別通知	②説明会	③広報等
①公費解体	全壊	13+1 ^{*1}	14	12	【広報】 11月1号 【市HP】 10月13日掲載
②撤去給付金	大規模半壊 中規模半壊 半壊	228	228	対象 13 件 ※1 件は 修繕対応	

・個別通知：10月10日送付（郵便の返還なし）

・説明会：10月30日、31日開催（個別説明対応を含む）

※1：「+1」は、空き家のため、罹災証明書は発行されていないが、事前調査で「全壊」と判断されたもの